



群馬県議会議員選挙のお知らせ

期日前投票のお知らせ

投票日に仕事や旅行などで投票所へ行けない場合や、新型コロナ対策として投票日当日の混雑を避けるために、期日前投票をすることができます。

■投票期間 4月1日(土)~4月8日(土)

■投票時間 午前8時30分~午後8時

■期日前投票場所

市役所本庁舎および各行政センター
※投票日当日の投票所と間違えないように注意してください

■持参するもの 入場券

※期日前投票の際には、入場券裏面の「宣誓書」の記載が必要です。事前に記入して持参してください

- 仕事・学業・地域行事・冠婚葬祭・その他の用務
- 投票所区域外への外出・旅行・滞在
- 疾病・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難
- 住所移転のため、市外に居住
- 天災(コロナ対策含む)又は悪天候

・太枠内をご記入ください。		令和5年4月 日
氏名		
生年月日	大・昭・平	年 月 日

■候補者は選挙公報で確認できます
選挙公報は、市ホームページに掲載するとともに、市役所本庁舎、各行政センター、公民館、図書館などの施設にも備えます。
また、投票日2日前までに新聞折り込みで配布します。
※新聞を購読していない人などで、郵送による配布を希望する人は、事前に市選管委員会へ連絡してください。

▲過去の選挙の混雑状況はこちら
▽発熱などの症状がある場合は、係員に必ず申し出てください

■投票の方法について
〔点字投票〕
視覚に障害のある人は、「点字投票」をすることができます。点字氏名掲示、点字器具も用意しておりますので、係員に申し出ください。

■代理投票
体に障害があるなどの理由で本人が記入できない場合は、投票所で「代理投票」をすることになります。各投票所の係員が、本人に確認しながら代筆します。

■不在者投票のお知らせ
〔滞在先での投票〕
仕事などで他の市区町村に滞在し、投票所で投票できません人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。この場合、相当の期間が必要になりますので、早めに手続きしてください。

■不在者投票の確認
〔郵便による投票〕
身体に一定の障害がある人は、自宅で郵便による不在者投票をすることができます。また、一定の要件により、自宅での代筆による投票もできます。

■候補者は選挙公報で確認できます
選挙公報は、市ホームページに掲載するとともに、市役所本庁舎、各行政センター、公民館、図書館などの施設にも備えます。
また、投票日2日前までに新聞折り込みで配布します。
※新聞を購読していない人などで、郵送による配布を希望する人は、事前に市選管委員会へ連絡してください。

▲過去の選挙の混雑状況はこちら
▽発熱などの症状がある場合は、係員に必ず申し出てください

▽投票所入口付近で手指の消毒をしてください。希望者には、マスクや使い捨て手袋を配布します

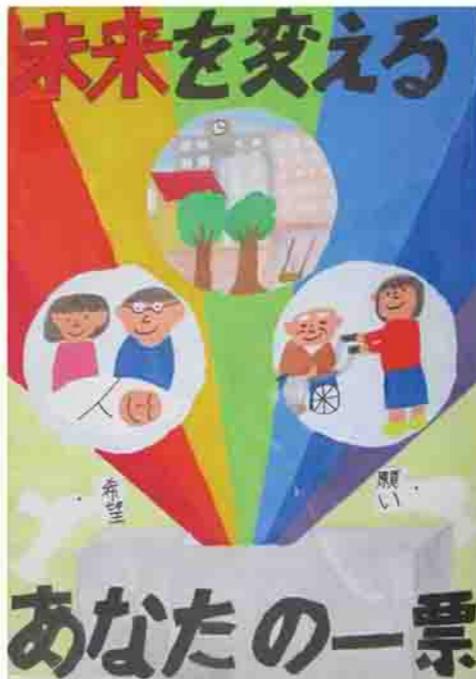
▽咳工チケットや来場前・帰宅後の手洗いなどの対策をお願いします

▽周りの人との距離を確保してください

▽過去の選挙の混雑状況を市ホームページに掲載していますので、参考にしてください

▽混雑する時間帯を避け、期日前投票を積極的に利用してください

▽混雑状況により、投票所の外で待つことがあります（過去の選挙の混雑状況を市ホームページに掲載していますので、参考にしてください）



選挙啓発ポスターコンクール(小学生の部)優秀賞
萩原 大地さん(金島小5年)

群馬県議会議員選挙のお知らせ

投票日 4月9日(日)

群馬県議会議員選挙は、4月9日(日)が投票日です。投票日当日の投票時間は、午前7時から午後6時までです。この選挙は、県政の方向を決める重要な選挙です。有権者の皆さんには、必ず投票しましょう。

詳しくは、市選挙管理委員会事務局(本総務課内・回②2112)へ。

群馬県議会議員選挙 投票所入場券			
住所 _____ 様 _____			
バーコード _____			
第	投票区	頁	選挙人名簿 登録番号
氏名 _____			
投票場所			
※ここに各人の投票所が記載されますので、確認してください			
投票日	令和5年4月9日(日)	県議選	
投票時間	午前7時から 午後6時まで		
到着番号		点字	代理

▲入場券のイメージ図

投票所・期日前投票所
新型コロナウイルス
感染症対策
▽手指消毒用のアルコール消毒液を設置します
▽係員は、マスクを着用し、アクリル板越しに説明を行います

■投票できる人
平成17年4月10日以前に生まれた人(満18歳以上)で、令和4年12月30日以前に本市の住民基本台帳に登録され、引き続き住んでいる人です。
※令和4年12月31日以降に県内他市町村から本市に転入し、住民基本台帳に登録された人は、前住所地で投票することになります。

■投票券について
「投票所入場券」があるとスムーズに投票が行えます。「投票所入場券」は、世帯ごとに封書で郵送します。
※5人以上の有権者がいる世帯は、2通以上に分かれます。

■投票所は入場券で確認できます
入場券には、各人の投票所が記載されています。自分が記載されています。自ら投票所を入場券で確認して、該当の投票所で投票することができます。市内の全投票所・投票区の詳細については、市ホームページに掲載しています。

■投票所の感染症対策
▽密集・密接を避けるため、並ぶときの立ち位置を表示し、投票記載台は間隔を空けて使用します(持参した鉛筆を使用することもできます)
▽投票用紙の記入には、使い捨て鉛筆を使います
▽投票所内の換気消毒を定期的に行います

